

常勤役員報酬等規程

制定 平成15年3月20日

(目的)

第1条 社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）の常勤役員の報酬及び退職手当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(常勤役員)

第2条 常勤役員とは、理事及び監事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬の月額及び支給日等)

第3条 常勤役員のそれぞれの報酬の年額は、会長が定める。

- 2 報酬は月割りして毎月払いとし、その支給方法及び支給日は、本会の職員給与規程第3条第1項及び第5項の規定を準用する。
- 3 報酬の支給は、新規就任月をもって開始し、辞任月又は退任月をもって終了する。役員が死亡した場合は、その死亡の日の属する月の報酬を支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条 前条の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とし、日割りにより計算する。

(退職手当)

第5条 常勤役員が辞任又は退任したとき、又は死亡したときは退職手当を支給する。

- 2 退職手当の額は、当該常勤役員の報酬の月額に勤続期間及び会長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。
- 4 勤続期間の算定は、本会の職員退職給与規程第5条の規定を準用する。

(細 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月20日から施行する。